

○…必要な書類

△…条件付きで必要な書類

## 助成の交付申請に必要な書類

チェック欄	必要書類		No	書類	備考
	除却に対する助成	建替えに対する助成			
<input type="checkbox"/>	○	○		第8号様式 助成金交付申請書	<日付>と<申請金額>は空欄でお持ちください。 ⇒申請金額の千円未満は切り捨てとなります。
<input type="checkbox"/>			(1)	契約書の写し	
<input type="checkbox"/>	○	○※1		除却工事	除却工事に関する契約書 契約変更をしている場合は変更後の契約書を含む
<input type="checkbox"/>		○		建築設計、工事監理	建築設計、工事監理に関する契約書 契約変更をしている場合は変更後の契約書を含む
<input type="checkbox"/>			(2)	請求書および領収書の写し	
<input type="checkbox"/>	○	○※1		除却費	左記費用において積み上げられた項目の詳細が分かる内訳を添付
<input type="checkbox"/>		○		建築設計費、工事監理費	左記費用において積み上げられた項目の詳細が分かる内訳を添付
<input type="checkbox"/>		○	(3)	建築確認申請書の写し および添付図面一式	※親世帯と子世帯等の多世帯同居するための建替え加算を申請する場合は、親世帯の居住スペースに印をつけてください。（20平方メートル以上）
<input type="checkbox"/>		○	(4)	工事監理報告書の写し	建築士法施行規則第17条の15に規定された報告書 ※施工過程がわかる写真、記録を添付願います。確認後、その場でお返しいたします。
<input type="checkbox"/>	○	○※1	(5-1)	除却後の敷地の写真	カラーサービス版4面以上、撮影方向を図面に表示
<input type="checkbox"/>		○	(5-2)	建替え工事完成後の建築物の写真	カラーサービス版4面以上、撮影方向を図面に表示
<input type="checkbox"/>	○	○※1	(6)	閉鎖事項証明書	原本 ※未登記建物を除却した場合は、建物の滅失が確認できる書類 家屋取壊証明書+（解体業者の）代表者事項証明書及び印鑑証明書
<input type="checkbox"/>		○	(7)	登記事項証明書	原本
<input type="checkbox"/>		○	(8)	検査済証の写し	左記に加えて「確認済証の写し」、「中間検査合格証の写し（中間検査の対象となる建築物の場合）」を含む
<input type="checkbox"/>		○	(9)	住民票の写し	親世帯と子世帯等の多世帯同居するための建替え加算を申請する場合 原本 親世帯（60歳以上の者）と子世帯等の同居がわかるもの
<input type="checkbox"/>		○	(10)	戸籍謄本	親世帯と子世帯等の多世帯同居するための建替え加算を申請する場合 原本 親世帯（60歳以上の者）と子世帯等が二親等内の直系親族または直系姻族とわかるもの
<input type="checkbox"/>		△	(11)	住民税課税証明書 または非課税証明書	親世帯と子世帯等の多世帯同居するための建替え加算を申請する場合 原本 ただし、子等が婚姻している場合は不要です。
<input type="checkbox"/>	△	△	(11)	消費税仕入税額控除確認書	申請者が法人等の場合
<input type="checkbox"/>	△	△	(12)	その他	申請者の状況によって区から要求がある場合

※1 あらかじめ除却に対する助成について交付申請を行っている場合は、書類の一部について提出を省略することができます。ただし、建物の滅失日から5年以内に建替えの交付決定を受ける必要があります。

※ 建物の状態や権利関係により上記書類に加えて、別途資料提出を求める場合があります。ご了承ください。

※ **対象確認申請後に見積金額、延床面積など変更が生じた場合は、変更届の提出が必要となりますのでご相談ください。**